法第３６条（防火区画等）

耐火構造、準耐火構造の床を支える小ばり

令第１１２条第１項及び令第１２６条の２第１項第１号の「準耐火構造の床若しくは壁」の適用において、床を支える小ばりは、床の部分ではなくはりとして扱う。